

地方独立行政法人大阪府立病院機構公告第128号

平成31年度から平成33年度までにおける地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪母子医療センターの高圧・低圧関係電気設備精密点検業務の委託契約について、次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

平成31年1月31日

地方独立行政法人大阪府立病院機構
理事長 遠山 正彌

1 入札に付する事項

(1) 業務内容

大阪母子医療センターの高圧・低圧関係電気設備精密点検業務

(2) 契約期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

(3) 履行場所

大阪府和泉市室堂町840番地

大阪母子医療センター

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項に掲げる者

ク 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第3条第4項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認め

られる者を除く。) 又はその者を代理人、支配人その他の使用者若しくは入札代理人として使用する者

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと
- (3) 府の区域内に事業所を有すること。
- (4) 府税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 平成28年4月1日からこの公告の日までの間に、病床数200床以上の病院において、高圧・低圧関係電気設備精密点検業務委託契約を1件以上締結し、そのすべてを誠実に履行した実績を有していること。なお、契約実績については、契約継続中であっても既に1年以上の事業継続があるときは、実績があるものとみなす。
- (7) 故障等緊急時、速やかに（概ね60分以内）技術員を派遣可能であること。
- (8) この公告の日から入札執行の日までの期間において、次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
 - イ 大阪府公共工事等に関する暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
 - ウ 大阪府または地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。）の不正行為があつたとして損害賠償請求を受けている者。ただし、参加資格確認申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。
- (9) 平成31・32・33年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「電気設備（種目コード005）」及び「自家用電気工作物保安管理（種目コード006）」に登録されている者（以下「大阪府入札参加者名簿登録者」という。）であること。
なお、その登録をされていない者で、この入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、次により資格審査を申請することができる。
 - ア 資格審査に関する添付書類の提出場所及び問い合わせ先

〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目

(TEL (06) 6944-6644)

大阪府総務部契約局総務委託物品課資格審査グループ

イ 申請の方法

- (ア) 大阪府電子調達システム (URL (<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/>))において、必要な事項を入力し、送信する。
- (イ) 添付書類は、郵送し、又は持参する。

ウ その他

下記3(3)アの入札の日時の前日までに入札参加希望者が大阪府入札参加者名簿登録者であることを証明できること。

詳細は、イ(ア)の大坂府電子調達システムの説明による。

3 入札参加資格審査及び入札の手続

- (1) 入札参加資格審査申請書類、入札説明書等を次のとおり交付する。

ア 交付期間

平成31年1月31日(木)午前10時から同年2月7日(木)午後5時まで

イ 交付方法

大阪母子医療センターのホームページにおいてダウンロードにより交付する。

ホームページURL <http://wch.opho.jp/>

- (2) 入札参加資格審査申請書類の提出期間、提出場所及び問い合わせ先

本件入札に参加を希望するものは、入札参加資格審査申請書類を期限までに提出しなければならない。

ア 提出期間

上記3(1)アと同様とする。ただし、日曜日及び土曜日を除く午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

イ 提出場所及び問い合わせ先

〒594-1101 大阪府和泉市室堂町840番地

大阪母子医療センター 事務局施設保全グループ

(TEL0725-56-1220 内線3277)

ウ 提出方法

提出書類は、持参するものとし、郵送又は電送による申請は認めない。

- (3) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認の結果は、平成31年2月12日(火)に入札参加資格確認結果を通知する。

4 入札執行の日時及び場所等

- (1) 日時
平成31年2月15日(金) 午前9時30分
- (2) 場所
大阪府和泉市室堂町840番地
大阪母子医療センター本館2階 中央会議室
- (3) その他
入札書は、入札参加資格者（代理人を含む。）が持参するものとし、郵送又は電送による入札は、認めない。
- (4) 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 その他

- (1) 入札保証金
入札保証金は、契約事務取扱規程第7条の規定に該当する場合は免除する。
- (2) 入札の無効
期限までに入札参加資格審査申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
なお、大阪府立母子保健総合医療センターにより入札参加資格を有すると認められた者であっても、入札時点において2の入札参加資格を満たさない者のした入札は、無効とする。
- (3) 契約書の作成
契約書を作成する。
- (4) 落札者の決定方法
落札者の決定に当たっては、有効に入札を行った者のうち、入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）が契約事務取扱規程第8条の規定に基づいて定めた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合にあっては、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会するものとする。
- (5) 誓約書の提出の確認
大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に規定する暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

(6) 契約保証金

ア 落札者は、地方独立行政法人大阪府立病院機構会計規程第44条の規定により契約保証金を納めなければならない。

(ア) 納付期日

契約締結の日

(イ) 納付場所

大阪府和泉市室堂町840番地

大阪母子医療センター 事務局施設保全グループ

イ 上記にかかわらず、契約事務取扱規程第26条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(7) 契約に関する事務を担当する部署の名称及び問い合わせ先

〒594-1101 和泉市室堂町840番地

TEL 0725 (56) 1220 (内線3277)

大阪母子医療センター 事務局施設保全グループ

(8) 詳細は、入札説明書及び仕様書による。